

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和元年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称			変更のあった農産物検査員		変更年月日
尾道市農業協同組合	追加	追加	農産物検査を行う農産物の種類	農産物検査を行う農産物の種類	
	森 幸人	高田 利久	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	令和元年五月九日
	延廣 大祐	尾道市平原三丁目一六番二二〇二号	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	令和元年五月九日
	世羅郡世羅町小国四七五四番地	尾道市高須町五九六番八号	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	令和元年五月九日